

ようこそ 教育長室へ

教育長 高木 秀人

中央教育審議会教育課程企画特別部会「論点整理」のポイント(その2)

前回に引き続き、9月25日に公表されました中央教育審議会教育課程企画特別部会の「論点整理」について、小中学校に関する事項のポイントを絞ってお伝えします。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/004/gaiyou/mext_00010.html

2. 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方(続き)

- (4) デジタル学習基盤を前提とした学びの在り方、学習指導要領と「個別最適な学びと協働的な学び」の関係の在り方(22~24頁)
- 総則で以下のような「デジタル学習基盤の意義」を示す。
 - ・ 多様な子供たちにとっての包摂性を高めながら、教師にとって持続可能な形で「主体的・対話的で深い学び」を通じた資質・能力の育成に資する学習環境デザインを実現できる
 - ・ 子供にとっての学びやすさの向上や合理的配慮の基盤として働き、多様な特性を持つ子供たちが主体的に学ぶための基礎となる
 - ・ デジタルも最大限活用して一人一人の豊かな学びを充実させる視点が重要である
 - 「主体的・対話的で深い学び」と「個別最適な学びと協働的な学び」の整理
 - ・ 「対話的な学び」と「協働的な学び」、「個に応じた」と「個別最適」など、類似した用語が並立することによる混乱が生じないように適切に整理

3. 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

多様な子供たちを包摂できる教育課程の実現に向け、標準授業時数の弾力化を可能とする「調整授業時数制度」の導入等を通じ、各学校で柔軟な教育課程を編成可能としつつ、不登校児童生徒や特異な才能のある児童生徒等に特別の教育課程を編成可能とする

(1) 検討の前提(児童生徒の実態と現行制度の枠組み)(26~29頁)

(2) 義務教育段階(「調整授業時数制度」の創設等)(30~34頁)

- 多様な個性や特性、背景を有する子供たちを包摂する柔軟な教育課程編成を促進するため、児童生徒や地域の実態を踏まえて、必要に応じて、学校等の判断で、授業時数の取扱いについて柔軟化する方向で検討する。

○(参考)「教育課程柔軟化サキドリ研究校事業」

- ・ 「調整授業時数制度」の導入後、各学校が創意工夫ある教育課程を円滑に編成・実施することができるよう、全国各地の教育委員会・学校が教育課程の柔軟化の具体や手法についてある程度のイメージを持ち、知見を蓄積できるよう後押しする仕組みとして創設。指定期間は、令和8年度から令和10年3月までの2年間を想定。

(3) 高等学校段階における教育課程の柔軟化(35~41頁)

(4) 個別の児童生徒に係る教育課程の編成・実施の仕組み(42~46頁)

- 多様な個性や特性、背景を有する子供に対応するため、「学校」と「個々の児童生徒」単位の柔軟化を組み合わせ、「2階建て」で複層的に包摂できる、柔軟な教育課程の仕組みの構築に向かうことが重要。

- 「2階(個々の児童生徒)」の特例の適用がある児童生徒も、「1階(学校としての教育課程柔軟化)」で他の児童生徒とともに学びやすくするなど、全体として包摂性を高める方向で制度設計する必要。

① 不登校児童生徒の教育課程

- ・ 個々の不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みを新設する方向で検討(「学びの多様化学校」とは別途新設)

② 特定分野に特異な才能のある児童生徒の教育課程

- ・ 学校外の機関とも連携し、特性等に応じた高度な内容を取扱う場合等において、特別の教育課程を必要に応じて編成・実施可能とする仕組みを新設する方向で検討

③ 日本語指導が必要な児童生徒の教育課程

- ・ 表面的な日本語指導を脱却する「資質・能力の育成のための新たな日本語指導」(仮称)を再定義し、特別の教育課程に位置付け、質の向上を図る方向で検討